

保育所(園)新規入所者の受付

受付期間 12月7日(金)～20日(木)

来年4月から保育所(園)へ入所を希望される方の、申し込みを受け付けます。



●申込用紙の配布場所

福祉課(横芝行政センター内)
町内各保育所(園)
住民課総合調整窓口
健康づくりセンター「プラム」
町民サービスセンター(サビア内)

●提出場所

福祉課(横芝行政センター内)
町内各保育所(園)

◆問い合わせ

福祉課社会福祉班 ☎82-1114

※継続入所の方には、後日家庭状況調査書等の関係書類を送付します。また、5月以降の入所(園)希望児童は随時受け付けます。

なお、入所希望児童が定員を上回る場合や小学校入学前の児童が2人以上いる家庭で、1人だけの入所手続きはできない場合があります。

入所(園)出来る児童は、その保護者が次のいずれかに該当する場合です。(親以外の方で、児童の保育をすることのできる場合は除きます。)

- ①家庭の外で仕事をしている
- ②家庭内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている場合(父親がその仕事をしていて、従業員がいる家庭は除きます。)
- ③妊娠中、または出産後で保育できない
- ④病気、負傷、または心身に障害がある
- ⑤家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるため、親がいつもその介護にあたっている
- ⑥火災や風水害、地震などにより、その家庭を失ったり破損したため、その復旧の間児童の保育ができない

要介護者の特別・障害者控除

障害者手帳の該当がなくなってきたり、状態、または認知症で日常生活に支障のある65歳以上で介護認定を受けた方は、平成19年分所得の申告から障害者控除・特別障害者控除の適用が受けられる場合があります。

◎確定申告までの申請手続き

- ① 認定申請書を福祉課へ提出。(申請書は福祉課にあります。認印が必要。)
- ② 福祉課から基準に該当する方には、認定書(障害者または特別障害者)を交付。
- ③ 認定書を交付された方は、所得税・町県民税の確定申告時に認定書を添付すると、障害者控除または特別障害者控除を受けられます。

※認定基準日は毎年12月31日です。認定申請手続きは1月以降に受け付けます。認定基準に該当の方は、福祉課から個別に申請手続の通知をします。

◎申請が必要ない方

- すでに身体障害者手帳等をお持ちで、障害者控除等を受けている方
- 本人または扶養義務者が非課税で、障害者控除等の申告をする必要がない方

◆問い合わせ

福祉課介護班 ☎1114

悩み 疑問 相談ごと 一人で抱えこんでいませんか?

こんなとき お役にたちます!

介護や健康のこと

(介護予防ケアマネジメント)

- 介護予防ケアプランを作りたい
- 要介護認定の申請を頼みたい
- 身体の機能に不安がある
- 今の健康を維持したい

など

権利を守ること

(権利擁護)

- 悪質な訪問販売の被害にあった
- 財産管理に自信がなくなったときは?
- 虐待にあっていている人がいる
- 虐待をしてしまう

など

横芝光町 地域包括支援センター

さまざまな相談ごと

(総合相談)

- 近所の一人暮らしの高齢者が心配

など

暮らしやすい地域のために

(包括的・継続的ケアマネジメント)

- ケアマネジャーってどんな人?

など

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となって、高齢者の支援を行います。3人はそれぞれ専門分野を持っていますが、専門分野の仕事だけ行うのではなく、互いに連携をとりながら「チーム」として総合的に高齢者を支えます。

◆問い合わせ…横芝光町地域包括支援センター(第二松丘園内) ☎84-3969